

一般社団法人
千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

1 (1) 被処分者

所在地 広島県豊田郡大崎上島町5929番地
氏名 御前崎海運株式会社
代表者 代表取締役 小池 裕治

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200149404号
許可年月日 平成28年8月31日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年5月29日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

御前崎海運株式会社は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反し、竹原簡易裁判所において、平成30年7月12日に罰金10万円の刑の言渡しを受け、同年7月31日に刑が確定し、同日付で刑の執行を終了した。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため、法第14条の3の2第1項第4号に該当した。

2 (1) 被処分者

所在地 東京都足立区千住三丁目1番地藤田ビル4階
氏名 株式会社大樹
代表者 代表取締役 青柳 大樹

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200197294号
許可年月日 平成30年3月1日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年5月29日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社大樹の代表取締役である青柳大樹は、刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）の罪を犯し、越谷簡易裁判所において、平成30年10月23日に罰金20万円の刑の言渡しを受け、同年11月7日に刑が確定し、同日に刑の執行を終了した。

この事実により、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第2号に規定する法第14条第5項第2号ニ（法人でその役員のうち同号イに該当する者のあるもの）に該当した。

3 (1) 被処分者

所在地 神奈川県横浜市神奈川区神奈川本町7番地8

氏名 光建設工業株式会社

代表者 代表取締役 生田 一夫

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第01200023572号

許可年月日 平成28年9月13日

事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年5月29日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

光建設工業株式会社は、横浜地方裁判所において、平成31年3月18日付けで破産開始手続開始の決定を受けた。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当するため、法第14条の3の2第1項第4号に該当した。

4 (1) 被処分者

所在地 茨城県水戸市大場町2556番地

氏名 株式会社ひかり工業

代表者 代表取締役 権守 光子

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第01200197453号

許可年月日 平成29年12月28日

事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年5月29日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社ひかり工業は、法の規定（16条 投棄禁止）に違反し、水戸地方裁判所において、平成31年2月28日に罰金300万円の刑の言渡しを受け、同年3月15日に刑が確定し、同月20日に刑の執行を終了した。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため、法第14条の3の2第1項第1号に該当した。

5 (1) 被処分者

所在地 千葉県白井市名内315番地3
氏名 株式会社オーク
代表者 代表取締役 山下 利幸

(2) 許可内容

ア 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200176471号
許可年月日 平成26年5月7日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）
イ 許可の種類 産業廃棄物処分業
許可の番号 第01220176471号
許可年月日 平成28年6月15日
事業の区分 破碎、減容固化及び圧縮による中間処理

(3) 処分年月日 令和元年5月29日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社オークは、少なくとも平成30年9月から平成30年12月までの間、株式会社サンベルクスから産業廃棄物管理票の交付を受けずに、自社で処理することのできない廃蛍光灯の引渡しを受け、自社の産業廃棄物として中間処理業者である株式会社セフティランドへ処分委託した。

もって、株式会社オークは、「産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りではない。」と定められている法第14条第16項の規定に違反した。（再委託禁止違反）

また、「前条第1項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。以下、略。」と定められている法第12条の4第2項の規定にも違反した。

（引受禁止違反）

この事実により株式会社オークは、法第14条の3第1号（違反行為をしたとき）に該当するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分基準（平成24年3月23日制定）により、法第14条の3の2第1項第5号（違反行為をし、情状が特に重いとき）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789